

# 漁村の構造的変化の実態

岩 切 成 郎

## A Survey on the Constitutional Transformation of a Fishing Village

Shigero IWAKIRI

この小論は定置網漁村鹿兒島県内之浦町の調査報告を紙面の制限から要約書下したもので、城順一・養田瑞穂君の協力による。

### 序

漁業制度改革に関する評価を農地改革のそれに比較すると、「地主的改革」— 旧勢力の温存再確認とする講座派的立場は共通しているが、農地改革を「小農維持策」とみる労農派的立場は漁業に適応されていない。「漁業資本乃至独占資本のイニシヤテイヴ」と把握する人々も、古い秩序と零細漁民の犠牲とを基礎にして強行された改革と説明する。即ち漁村における封建性の残存は漁業問題研究者の一致した見解であるらしい。漁業制度改革の農地改革との相違は土地＝免許漁場の所有と経営が漁業協同組合乃至生産組合に統一的に実現し得る点にあるが、封建性残存の論理は「組合自営のカリカチア」— 経営協同化の偽瞞性—として漁協組は漁業権の漁民的主体であり得ないという認識に帰着するのが当然である。漁業権漁業の中核たる定置網漁業権は僅か1割が漁民的所有と経営の一致を実現しているという。

以上の見解は法自体の性格のみでなく改革後の広い実態調査の結果であつて、その真実性に異を唱える必要はない。この小論は或る特殊な一実態を概観するにすぎない。その理由は制度改革が一応我が国漁業の基本的構造に触れるものであつた故に、旧勢力の維持又は資本の進出は無抵抗に実現した訳ではなく、換言すれば制度改革を通じて少数ながらも漁民的経営協同化の傾向も散見される以上は、これらの特殊相のうちに何らかの萌芽を見出し、その指向性を明確にすることが必要だからである。

### 歴史と実態

1 内之浦は明治維新までは島津藩の御手網として津代漁場に鮪三角網が直営されたが、維新後次第に鱒漁場が増加し、明治18年津代が地元民に1株宛160株として開放されたのを基準に、漁場開拓の度に網地＝藁の出資額に応じて双子瀬・二本松・仏崎・海蔵は160株、白木・桃之木・階切瀬は44株に配分された。

2 明治末期にはこれらの株は極く少数者に集中私有された。その少数者は定置網網元の典型的系譜で発生的には商人資本＝魚問屋・回船業・質屋等として経済力を持ち、持株集中と併行して当地方稀な田畑山林地主となつた。田畑35町程度2名。

3 従つてその生産関係の封建性—経済外強制は当然で昭和6年頃落網への改良を経過しつつ制度改革時まで維持された。原生的労働関係＝船頭制の雇傭・歩合給、小作地貸与等。

4 昭和18年資材購入等のため旧来の株主が漁業営団を組織し20年夏網に至る。20年10月～24年4月迄迫田水産株式会社に賃貸。迫田水産は負債（農林中金より漁業会名儀で借入10,030,000円、漁具代1,000,000円、及び金利2,500,000円）を放置して経営乱脈管理不能となつた。

5 24年内之浦漁協組設立、農林中金より6,500,000円借入れて賃貸経営したが不漁で失敗。

6 25年10月再び株主は定置網同業者組合を組織、漁協組の負債を肩替する条件で漁網を譲渡させて経営を担当。

当時終戦以来の労働運動の発展に影響された漁協組員中250名（全員330名にて250名は定置網従事漁民）は定置網同業者組合の経営復旧に反対して漁協組を脱退した。同業者組合の懐柔により大半が復帰就業したが62名が除名され後26年5月制度改革に際し内之浦漁業生産組合を設立した。

7 26年制度改革を迎え第1表の如き変化を生じた。

第1表 制度改革による漁場所有、経営の変化 昭26年末

漁場	前所有者	賃貸及 借体業別	漁場 価値	競願者	改革後所有者	経営者	漁期
涼松	漁業会	休	14.5	—	内之浦漁協外二漁協	同左	10.1 <sup>日</sup> ～5.31
小谷	峰崎 経吉	借	21.6	—	内之浦漁協	定置網業者組合	10.1～4.30
津代	池田軍架装	賃貸, 借					5.1～9.30
二本松	池田軍架装	休	24.4	生産組合	内之浦漁協	漁協自営 但収益折半	5.16～9.30
双子瀬	池田軍架装	借					10.1～5.15
白木	峰崎 経吉	借	17.5	—	坂元栄吉外12名	同左	1.1～12.31
仏崎	池田軍架装	賃貸, 借	3.5	池田勝栄	内之浦漁業生産組合	同左	1.1～12.31
桃ノ木	中保 奨	休	6.6	—	峰崎 平次	同左	5.16～9.30
桃ノ木							10.1～4.30
階切瀬	峰崎 経吉	借	2.0	—	矢野 秀一	同左	1.1～12.31
海蔵	池田軍架装	休	6.5	—	田中正一外11名	同左	5.1～9.30
海蔵				—	中野 利志夫	同左	10.1～4.30

註 漁業価値；昭25夏、冬、昭26冬各漁期の漁獲高より算出  
外に整理7、共同漁業権移転2あり。

定置網同業者組合は免許優先順位不利と知るや前年度の在庫資材持分を主張して、漁場価値上位の小谷＝津代・双子瀬＝二本松の漁協組との共同経営を企図して暗躍し、生産組合は自らは仏崎を申請するとともに同業者組合の暗躍を阻止する目的で（漁業法第16条参照）双子瀬を漁協組と競願した。漁協組は双子瀬単独自営及び生産組員40名の双子瀬就業を条件に生産組合の申請取消を要求し、結局津代＝小谷は同業者組合の経営管理、双子瀬＝二本松は漁協組自営但し収益の6割を同業者組合取得という結末を得た。

生産組合は池田氏より優先仏崎を免許された。

個人所有は減退したが特色ある形として白木は坂元氏外 12 名の白木定置漁業組合に免許された。

8 新漁業法下最初の冬網の経営内容の主なるものをみると第 2 表の如し。小谷は同業者組合管理で収支内容は公開されなかつた。

9 27 年 10 月漁協組総会において双子瀬の収益、漁業権証券資金化、ルース台風災害復旧費等から同業者組合への債務を返済し、津代=小谷、双子瀬=二本松の実質的自営を確立、更に旧株主を漁協組役員から退陣させて坂元氏が組合長に就任した。

### 分析と課題

1 漁場所有関係の変化をみると、形式的には漁協組が漁業権を支配的に所有している。(第 3 表)

即ち漁場価値の 6 割を占めている。しかし実質的には定置同業者組合への経営委任と収益配分によつて 3 割に満たぬことになる。これは漁協組が旧勢力温存の場であつたことを立証している。後に至つて一応旧勢力は後退し組合自営が確立したが、これには生産組合の活動に与えられるところが多い。

2 旧株主以外の資本家的漁場所有は単独では支配的勢力を得ていない。白木定置漁業組合が坂元氏 50 株 50 万円、漁民 12 名 50 株 50 万円(但し坂元氏立替、決算後配当より控

第 2 表 3 経営形態の損益計算要約 26.10~27.5

	白木漁場	仏崎漁場	双子瀬場
水揚高 A	15,880,000	5,166,772	20,024,132
不変資本部分	6,770,000	1,838,988	7,746,462
可変資本部分	3,979,000	1,647,915	4,694,328
租税公課	57,600	8,390	—
流通費用	—	125,121	0
雑費用	675,000	1,422,650	2,920,184
計 B	11,412,000	5,043,064	15,360,974
A - B	4,367,800	123,707	4,663,157

註. 不変資本; 漁網償却費, 同補修費, 副漁具費, 染料費  
 可変資本; 貸金(税こみ), 職員役員手当, 食費  
 流通費; 運搬船費, 販売手数料等, 白木不明雑費に合計  
 租税公課; 双子瀬は漁協組一般に算入  
 雑費用; 大漁祈願費, 教育費(生, 組) 交際会議費, 通信旅行費, 印刷費等  
 双子瀬は部分金 2,430,071 円を含む

第 3 表 経営形態別漁場価分割調

	所有, 経営の一致した場合	漁協, 同業者組合の共同経営の実際
個人	32.6	66.4
生組	3.5	3.5
漁協	60.5	26.7

註. 実際とは小谷, =津代を同業者組合単独経営, 双子瀬=二本松を折半した場合  
 漁場価値は第 1 表による

第 4 表 経営体別賃金制度

	白木	仏崎	漁協
固定給	なし	なし	日給 120 円
歩合配当部分	純水揚 × 32% 夏網 純水揚 × 25% 冬網	総水揚 × 30%	純水揚 × 13%
役代	船頭 2 人分 網師 2 人分 頭船頭 1.7 人分 副船頭 1.5 人分	船頭 1.5 人分 側船頭 0.5 人分	大船頭 120 × 2 + 1 人分 副船頭 120 × 1.5 + 1 人分 側船頭 120 × 1.5 + 1 人分 帳簿方 120 × 1.5 + 1 人分

註 漁協は外に幹部手当 2~1.5 人分, 避地手当等あり。白木は月 600~800 円の現物給与あり。

除、1口3名・2口6名・8口12口15口夫々1名)という共同経営である。しかしこれが改良主義的本質にすぎないことは資本割合だけでなく、収益配分方式第4表から明瞭である。即ち水揚小なる夏網より盛漁期の冬網に歩合率が7%低率なる点、及び26年冬網決算後恣意に漁夫出資額を増加して配当分を削減した点は剰余価値の絶対的増殖である。

しかしながら坂元氏の経営にはかつての経済外強制的従属関係が消滅している点は産業資本としての性格を示している。

3 かゝる資本の一形態たる坂元氏が27年10月漁協組々合長に就任したことは、漁協組の漁民的運営能力の缺如、特に旧株主退陣後信用の減退を物語るとともに、漁協組が封建的勢力温存の場であつたと同様に、弱体産業資本にとつても諸々利用の途を提供することを示す。

4 漁民的経営協同化は生産力の担当者としての主体性の確立が前提であり、現実に生産力の増大が顕現する。たゞ定置網漁業の場合その技術的低滞性は労働生産性の発達という指標を無意味ならしめる。即ち不変資本部分の増大が資本の有機的構成の高位化を相伴わない。従つて定置網漁業の場合漁民的主体性の確立は、資本家的生産の剰余価値部分を以

第5表 普通漁夫配当概算 26.10~27.5

白	木	仏	崎	双	子	瀬
110,000	円	80,000		70,000		

註 白木;これより創立出資金、増資出資金を控除する、三者税込み。

て雇傭力が増加する点に指標を置かねばならない。先の第2表によれば不変資本部分は白木41%, 仏崎11%, 双子瀬48%であり、就業漁民は夫々22名、22名、40名である。これに第5表を考慮すれば先ず生産組合に経営協同化の実績を認め

なければならぬ。

5 漁協組と生産組合は階級的に同一平面にありながら制度改革の過程及び爾後においても利害を異にしている。即ち漁協組内部分裂、両組合の双子瀬競願にあつての漁民相互の中傷と葛藤はその例である。この歪められた姿は階級的意識の缺乏、漁民的主体性の不確立の故であり、殊に漁協組の実体が旧勢力或は新しい資本に左右されている現状に基いている。従つて漁民一般ではむしろ両組合員に対立感の稀薄化がもたらされつつあるにもかかわらず漁協組役員層は終始生産組合圧迫を意図してきた。26年冬網以来設置された生産組合魚市場の廃止を企劃して地方官僚と結託し、28年10月以後の新役員の一部が生産組合への農林中金・地方銀行融資を阻害する等の挑発的態度は、一般組合員の意識の遅れの上に可能であり、この課題を解決する方向は生産組合がその経営協同化の実績を結実させることにある。

6 その生産組合の経営内容は先に表示した如く極めて弱体である。26年冬初の敷入れに当つては組合員某氏の個人保証で地方銀行より500,000円を借入れ、古網地購入によつて操業、次年度で返済した。しかし27年5月以降新網地購入資金を金融機関から調達できず、漁網会社より仕込みを受けるとともに、計1,650,000円を借入れたが、その中、大洋漁業株式会社系統の下請鮮魚仲買業某氏より水揚げの入札前優先的任意取引の承認を条件に、500,000円の融資を受けた。この一事は弱体な生産組合の経済的基盤に重大な結果を生んだ。即ち生産組合魚市場は開設以来漁協組が遠隔地出荷に重点をおく仲買業者を中心とするのに対し、地元供給重点の仲買商を多く登録せしめて比較的安定した相場を維持してきた。これは仏先漁場が近距離なため水揚量は小さくても、漁協組市場より数時間早朝に入札開

始する利点もある。然るに太平洋漁業系統仲買資本の融資を得た後においては、その露骨な買叩き第6表と支払遅延によって打撃をうけている。

かかる流過程における不等価交換の廃除が、協同組合理論の基本であることからすれば、生産組合の冒した誤謬は簡単に訂正され得ない課題であろう。

7 以上の観察から帰納すると、制度改革前内之浦を支配した封建的漁業権者はその基盤を失った。これは生産組合に集中した漁民的勢力の抬頭と、坂元氏の改良主義産業資本の進出とに圧倒されたものであるが、生産組合は弱体少数者であり、漁協組とともに統一の立場をもつ軌道を進んでいない。又坂元氏を代表とする新資本も正確な産業資本というにはあまりにも脆弱な経済組織体である。

かかる流動的状态から予測し得る内之浦定置網漁業の進路は、先ず漁協組、生産組合に仕込を継続している漁網会社、或は生産組合魚市場に侵入してきた仲買商等の外来商業資本による支配である。これは正に歴史的逆行となる。続いて他県に見られる如き巨大漁業資本との共同経営が考えられる。この場合契約内容如何によつては生産力と階級分解が發展するが、一方極端な収奪の場に墮する可能性もある。内之浦の漁場価値がかかる予測に価するか否かは今断定し得ない。他方舞台から退場した旧株主と雖もその山林地主的経済力を消滅した訳ではなく、現在の構造の破綻が現われるなら、直ちに産業資本的外皮をもつて復活しうるであろう。

いづれにしろこれらのコースは決して漁業法第1条に明記された趣旨には適合するものでない。これらの道を避ける方法は漁協組が生産組合と協同して漁民的地盤と主体性を確立することである。然るのちに改めて外部資本の摂取・提携が血肉となるであろう。

第6表 2魚市場における魚価比較(単位1貫当)

	27.3.10~3.31 平均	27.12.20~12.31
漁協 生組	290.14	283.00
差額	11.32	20.78

註 鱸の外少量のそうだかつをも合算

### Résumé

This is a report of actual survey of the Fixed-net fisheries at Uchinoura, Kagoshima Prefecture.

The author gives an explanation on the relation between Fishing ground problems and Fishermen's Association after Fisheries Reform.